⑵　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、１）については、会社の一方が更正会社または更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

１）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

４　業務実施体制に関する要件

⑴　業務の主たる分担業務分野（総合分野のうち、積算に関する業務を除く。）を再委託するものでないこと。

⑵　業務の分担構成が、不明確又は不自然なものでないこと。

⑶　管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出の組織に所属していること。

⑷　管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合、構造、電気設備、機械設備）は、それぞれ１名であること。

⑸　管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

⑹　電気分野、機械分野において、参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

⑺　業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が大阪航空局の建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

⑻　設計共同体の場合は、以下を満たしていること。

１）設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

２）管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、設計共同体の代表者の組織に所属していること。

３）一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

４）一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

５　配置予定技術者等に関する要件

⑴　配置予定管理技術者及び記載を求める主任担当技術者の資格等

１）管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること。

２）管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

３）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）は、それぞれ１名であること。

４）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約額が５億円かつ10件未満であること。

なお、手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務とする。

⑵　配置予定管理技術者及び記載を求める主任担当技術者の業務実績　管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、平成24年４月１日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において実施した１件の実績を有さなければならない。

ただし、地方航空局が発注した「建設コンサルタント等」のうち、平成29年４月１日以降に完了した500万円以上の業務実績である場合にあっては、業務成績の評定点が65点以上であること。

また、地方航空局が発注した建設コンサルタント業務（建築）で平成24年４月１日以降に完了した業務の実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均点が65点以上であること。

「平成24年４月１日以降にが完了した同種又は類似業務の実績」とは、以下の(a)～(c)全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

(a)　平成24年４月１日以降に契約履行が完了した設計業務

(b)　本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれらに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

(c)　以下を満たす施設の設計業務実績

１）管理技術者

①　同種業務：高さ31ｍを超える高層建築物の新築又は増築の設計業務（※１）。

②　類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で建築物の主要な用途が「工場・倉庫等（※２）」を除く、地上２階建て以上かつ延べ面積2,000㎡以上（※３）である建築物の新築又は増築の設計業務（※１）。

ただし、①又は②の条件を満たす業務実績を必ず１件以上有すること。

２）各分野の主任担当技術者

①　同種業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で建築物の主要な用途が「工場・倉庫等（※２）」を除く、地上２階建て以上かつ延べ面積2,000㎡以上（※３）である建築物の新築又は増築の設計業務（※１）。

②　類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で延べ面積1,000㎡以上（※３）である建築物の新築又は増築の設計業務（※１）。

※１　設計業務は、参加表明書の提出期限までに対象施設が完成したものとする。

※２　「工場・倉庫等」とは、建築基準法における用途が下記の建築物とする。

「工場」、「倉庫」、「体育館」、「劇場」、「観覧場」、「集会場」、「展示場」、「市場」、「ダンスホール」、「遊技場」、「公衆浴場」、「旅館」、「寄宿舎」、「下宿」、「単独車庫（付属車庫を除く）」、「危険物の貯蔵場」、「と畜場」、「火葬場」、「汚物処理場」。

※３　延べ面積は、新築の場合は１棟、増築の場合は増築部分の面積とする。

６　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　配置予定技術者の資格

⑵　配置予定技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況

７　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定技術者の資格

⑵　配置予定技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、ＣＰＤ

⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

８　手続等

⑴　担当部局　〒540―8559 大阪府大阪市中央区大手前４－１－76　大阪航空局総務部契約課契約係　ＴＥＬ06―6949―6206

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和４年６月28日から令和４年７月８日まで。

交付方法

１）電子調達システムにより交付する。

２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない参加希望者は、上記⑴に問い合わせること。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和４年７月８日14時00分まで。

提出場所：上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。